

件名	休日の部活動勤務について
受付日	令和4年12月12日
ご意見・ご提案の概要	<p>中学校の部活動について、土日の勤務には時間外手当がつかないにもかかわらず、なぜ土日に部活動をさせているのか。土日に時間外手当がつかないのであれば、せめて部活動手当を働いた分だけ支払うようにしてもらいたい。</p>
県の考え方	<p>休日の部活動については、教師の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因や多大な負担になっているとの声も聞いております。</p> <p>県教育委員会としては、休日の部活動の在り方について検討しており、教職員の部活動指導にかかる負担軽減に向けて、休日の部活動の段階的な地域移行を推進しています。</p> <p>また、休日の部活動手当については、平成30年1月に増額改正しておりますので、手当の内容についてはご理解いただきますようお願いいたします。</p>
担当課	教育委員会 教職員課